

災害時における指定緊急避難場所および指定避難所（補助避難所）
としての使用に関する協定書

久喜市とさいたま看護専門学校は、災害発生時もしくは災害発生のおそれがあるときに（以下「災害発生時等」という。）さいたま看護専門学校が久喜市内に所有する施設を、災害対策基本法第49条の4の規定による指定緊急避難場所および災害対策基本法第49条の7の規定による指定避難所（補助避難所）（以下「避難施設」という。）として使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 災害発生時等において、地域住民等が一時的に避難する必要があるときに、久喜市がさいたま看護専門学校の所有する施設の一部を避難施設として使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（使用施設）

第2条 避難施設として使用できる施設は次の施設とする。ただし、次に指定する施設の使用が困難な場合、又は、指定する施設以外の施設の使用が必要な場合は、久喜市及びさいたま看護専門学校が協議するものとする。

（1）所在地 埼玉県久喜市下清久500番地11

（2）施設名称 さいたま看護専門学校

（3）避難施設 地震時：食堂（1F）講堂（2F、3F）
本館（3F各教室【情報処理室は除く】）

図書館（2F）

風水害時：講堂（2F、3F）

本館（3F各教室【情報処理室は除く】）

図書館（2F）

※避難施設の詳細については別紙「平面図」参照

2 久喜市は、前項に定める施設が指定避難所（補助避難所）であることを地域住民に周知するため、必要な措置を講じるものとする。

（避難施設の開設）

第3条 久喜市は、災害発生時等において必要と認めたときは、避難施設の開設を行う。

2 久喜市は、避難施設を使用する際、事前にさいたま看護専門学校にその旨を文書で通知するものとする。なお、施設の使用に緊急を要する時はこの限りではないが、速やかに施設を使用した旨を通知するものとする。

(避難施設の管理)

第4条 避難施設の管理運営は、久喜市の責任において行うものとする。

- 2 さいたま看護専門学校は、避難施設の管理運営について、可能な限り久喜市に協力するものとする。
- 3 久喜市は、使用する避難施設の管理に万全を期するとともに、避難した地域住民等の事故等の未然防止に努め、万一、久喜市の責に帰する事故等が発生した場合は、久喜市において責任を負うものとする。

(避難施設業務時間外の対応)

第5条 避難施設業務時間外に災害が発生した場合、久喜市は、避難施設を開錠したうえで避難施設の開設を行う。

(鍵の管理)

第6条 久喜市は、災害発生時に備え、避難施設の開設に必要な施設の鍵をあらかじめさいたま看護専門学校から借用し、鍵を複製する。

- 2 久喜市は、複製した鍵を避難施設開設に備え保管するものとし、避難施設開設以外の目的に使用してはならない。
- 3 久喜市は、複製した鍵を紛失・破損した場合、必要費用の支出を行う。
- 4 さいたま看護専門学校は、避難施設の鍵を変更した場合は、直ちに久喜市に連絡し、久喜市は変更した鍵を借用し、複製するものとする。

(使用期間)

第7条 避難施設の使用期間は、災害発生時等から7日以内とする。ただし、災害状況により、使用期間を延長する必要がある場合、久喜市は、さいたま看護専門学校と協議の上、延長することができる。

- 2 久喜市は、さいたま看護専門学校が早期に本来の活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難施設の早期解消に努めるものとする。

(避難施設の閉鎖)

第8条 久喜市は、避難施設としての使用を終了する際は、さいたま看護専門学校に避難施設を閉鎖する旨を文書で提出し、速やかに施設をさいたま看護専門学校に引き渡すものとする。

- 2 避難施設として使用された場合の施設の破損・汚損について、久喜市は現状復旧する義務を負う。

(使用料)

第9条 避難施設の使用料は無料とする。ただし、使用施設等の物品に破損又は紛失

等が生じたときは、久喜市が復旧に係る費用を負担するものとする。

(施設の廃止または変更等の届出)

第10条 さいたま看護専門学校は、避難施設を廃止し、又は改築その他事由により施設の現状に重要な変更を加えようとするときは、災害対策基本法第49条の5の規定に基づき、久喜市に届出を行い、必要に応じて久喜市およびさいたま看護専門学校の協議により協定内容を変更する。

(連絡窓口)

第11条 久喜市及びさいたま看護専門学校は、災害発生時等に即応するための連絡体制を相互に整えるほか、連絡体制表を作成するものとする。

2 前項の連絡体制表に変更が生じた場合は、その都度修正するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、令和7年4月1日から10年を迎える日の属する年度末とする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに久喜市又はさいたま看護専門学校いずれからも更新に関する申し出がないときは、本協定は更に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、久喜市およびさいたま看護専門学校が協議して定めるものとする。この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を所持する。

令和7年3月21日

埼玉県久喜市下早見85番地の3
久喜市
久喜市長 梅田 修一

埼玉県久喜市下清久500番地11
公益社団法人地域医療振興協会
さいたま看護専門学校
校長 櫻林 郁之介